

コーデックス委員会第 20 回一般原則部会結果概要
(5月3日～7日、於 ; パリ)

1 . 食品安全のためのリスク分析についての作業原則案 (議題 4)

本原則案は、コーデックス向けの作業原則の策定に引き続いて、加盟国に適用するものとして検討されているものである。

多くの国 (欧州、アジア等) は、作業の継続を希望したが、米国、豪州、南米等は、FAO / WHO において本年末を目途に作業が進められている「食品安全リスク分析マニュアル」の策定を待って検討するか、これができれば本文書は不要である等と発言。これに対し、FAO は、同マニュアルは、コーデックス向けの作業原則等現在までの知見の集積であり、政府のコメントは求めないこと、コーデックスの作業原則が改定されればそれをマニュアルに反映させること、同マニュアルは SPS 協定との関係において何らの法的ステータスを持つものでないこと等を説明した。

このようなことから、ステップ 3 に戻し、引き続きコメントを求めるとともに、次期第 21 回部会 (特別会合、11 月) に併せて作業部会を開催して作業文書を改訂し、第 22 回部会において検討することとした。

2 . トレーサビリティ / プロダクト・トレーシングの定義案 (議題 6)

事務局 (フランス) の策定したトレーサビリティ / プロダクト・トレーシングの定義案に基づき議論されたが、米国、豪州、途上国等多くの国が、目的や特定のトレーサビリティの適用 (情報の範囲等) 等を含まない簡潔な定義を設定すべきと主張したほか、EC も、米国等の主張する簡潔なものとすることを支持したことなどから、以下のような定義で合意され、手続きマニュアルに記載されるよう、第 27 回総会に提出することとなった。

(定義)

トレーサビリティ / プロダクト・トレーシング :

生産、加工及び流通の特定段階において、食品の動向を追跡する能力

Traceability/Product Tracing:

The ability to follow the movement of a food through specified stage(s) of production, processing and distribution.

なお、食品を生産する動物、飼料、肥料、農薬等は、特定のトレーサビリティの適用において適切な場合には、「生産」に含まれると解釈されることが合

意された。

3．国際政府間機関との協力に関するガイドライン案（議題7）

同ガイドライン案（OIEからの申し出により策定が検討されているもの）は、他の国際機関と共同規格等を策定する場合、及びコーデックス規格等の原案作成段階で他の国際機関と実質的な協力を行う場合の手続き等を定めるものとしていたが、OIE等他の国際機関と透明性、手続や参加国が大きく異なることから、特にの共同規格策定手続に対して異論が続出した。このため、をベースとした原案を事務局が作成し、更に検討することとされた。